

令和8年第1回 予算特別委員会 第一分科会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 令和8年3月16日(月)

質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 委員

答弁者 総務部長兼北方領土対策本部長
総務部次長兼行政局長
行政情報センター所長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 地域との共生に関するメッセージに基づく情報公開制度の検証と見直しについて</p> <p>(一) 住民福祉と情報公開の基本姿勢について</p> <p>地域との共生に関する知事メッセージに基づく情報公開制度の検証と見直しについて伺います。</p> <p>まず、情報公開の基本姿勢ですが、地方自治法第1条では、「住民の福祉の増進」を原則とし、情報公開条例も道民の知る権利を尊重しています。しかし近年、個人情報保護法を理由に、生命・健康に直結する情報も、黒塗りで限定公開される事例が増えています。道として、生命・健康を守る公共の福祉と個人情報の保護が衝突する場合、どのような優先順位や判断基準で整理しているのか、基本的考え方を示してください。</p> <p>【再質問】</p> <p>道としての判断基準や優先順位をお伺いしたのであって、個別具体的に比較考量するということですが、御答弁にもありましたように、条例第11条は生命、健康又は生活の保護のため、公益上必要がある場合は、いわゆる個人情報に係ることであっても、開示をするという義務規定です。道としてこの条文における「公益」をどのように捉えているのか、基本的考え方を示してください。</p> <p>【再質問】</p> <p>「人の生命、身体、健康又は生活の保護」ということでありますけども、道で言う公益性は、直ちに危険が現実化した場合に限らず、例えば、住民がリスク判断をするための情報共有にも認められると考えますが、道の見解を伺います。</p> <p>また、最新の行政法や環境法の考え方から言っても「予防原則」や「リスクコミュニケーション」の観点も踏まえて、環境・健康分野での公益性判断についてもお示ください。</p>	<p>(行政情報センター所長)</p> <p>情報公開の基本姿勢についてではありますが、情報公開条例では、公文書の開示請求があったときは、開示を原則としておりますが、個人情報や法人情報など、不開示に関する要件を規定しております。</p> <p>一方、条例第11条では、個人情報等であっても「人の生命、身体、健康又は生活の保護」のため、開示することが公益上必要であると認められるときは、開示するものとしているところであります。</p> <p>この条例第11条の適用に当たっては、不開示情報の規定によって保護される利益と人の生命、身体などの保護という公益上の必要性とを個別、具体的に比較考量して、判断するものとしているところであります。</p> <p>(行政情報センター所長)</p> <p>公益の考え方についてではありますが、条例第11条では、公益上の必要による開示関係を規定しており、ここにおける公益については、「人の生命、身体、健康又は生活の保護」のための利益であり、開示によって害される個人の権利利益よりも人の生命などの保護といった利益が上回るときには、公にする必要性が認められるとされているところであります。</p> <p>(行政情報センター所長)</p> <p>公益性の判断についてではありますが、開示決定等に当たりましては、人の生命、身体、健康又は生活の保護に対し、現実に被害が発生している場合に限らず、将来的にそれらの重要な利益が侵害される蓋然性が高い場合も公にすることが必要とされているところであります。</p> <p>また、環境・健康分野を含め、あらゆる分野において公益性の判断が必要であることから、個別の案件ごとに応じて、不開示情報によって保護される利益と人の生命の保護などの公益上の必要性とを個別、具体的に比較考量して判断するものとしているところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再質問】</p> <p>例えば、不開示情報によって保護される個人や法人の利益と、将来世代も含む人の生命の保護などの公益上の必要性を、個別、具体的に利害関係も含む現場が判断するものとしているというのは、問題あるんじゃないですか。</p> <p>条例 11 条の適用に関しては、生命・健康上の公益性の判断のガイドラインを道として示す必要があると考えますが、見解を伺います。</p> <p>【再々質問】</p> <p>情報公開法における取扱いを持ち出された訳ですけども、個別の事案ごとに判断していくことを、全否定はしていませんが、例えば国の情報公開制度においても、例えば、環境省や厚労省においても、何らかの指針、ガイドラインがありますし、例えば自治体などの様々な審査会答申では特に最近ですね、環境影響、健康リスク、周辺住民の安全に関わる情報は「公益性が高い情報」とされています。そのため企業情報、いわゆる個人情報であっても「公益性が優越すれば開示が妥当」と判断された事例もあります。個別判断であることと、公益性の判断の考え方を道として整理しておくということは、矛盾はしないんじゃないでしょうか、むしろすべきじゃないでしょうか。先ほども言いましたけども、個別判断を情報公開法における取扱いでもあるということで、個別判断を全否定はしませんが、公益性の比較考量を現場任せにせず、運用の考え方を整理する必要があるのではないかと考えますが、再度、見解を伺います。</p> <p>【指摘】</p> <p>基本的に、個別の事案ごとに判断していくこと、というふうに言われていますが、現実的にはですね、この総務部の判断が、大事な、影響を与えていると私自身は思うんですね。ですので、ぜひここは検討していただきたいということを、時間もありますので、次の論点に少し移りたいと思いますので、検討が必要であるということをご指摘しておきます。</p> <p>個別判断を、全てのをいきなり全部大きなところで判断するってことは言っていないので、特に環境だとか、住民の健康・福祉に関わるものについての公益性のガイドラインは道として示すべきだというふうに考えます。</p>	<p>(行政情報センター所長)</p> <p>基準の作成の必要性についてではありますが、情報公開法における取扱いとしては、開示によって保護される利益と個人情報の保護などの利益との比較考量に当たっては、一律の基準をもって判断するのではなく、個別の事案ごとに判断していくこととされており、道においても、こうした国の取扱いを踏まえ、対応しているところであります。</p> <p>(行政情報センター所長)</p> <p>基準の作成などについてではありますが、情報公開法における取扱いとしては、一律の基準をもって判断するのではなく、公益性を含め、個別の事案ごとに判断していくこととされており、こうした国の取扱いを踏まえ、担当課において開示等の判断をした上、行政情報センターへの協議を行うこととなっているところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 公益性の解釈における整合性について</p> <p>次にですね、公益性の解釈についてまた伺っていきたいんですけども、開示請求の黒塗り資料の事例だけではなく、私自身も、アスベスト関係の情報公開についても、ずっとこの間、議会議論させていただいておりました。民間施設のアスベスト台帳情報など、道庁に存在する生命、健康関連情報が、個人情報や法人利益、任意提供であることなどを理由に、不開示又は限定公開となる事例がこれまで見られてきました。</p> <p>知事は、地域との共生や環境との調和を前提としたメッセージを发出をされています。そして、こども基本法の施行など情勢も変わっています。将来世代に関わる土地や水などの環境情報の公益開示について、現在の各部局任せの運用を、総務部としてどのように認識しているのか。</p> <p>また、この条例を所管する部として、共生の理念を踏まえたこの情報公開の今日的な役割と、制度運用の改善の必要性についての認識を伺います。</p> <p>(三) 条例第 11 条の適用実績と情報公開の見直しについて</p> <p>今後でもですね、情報公開条例の趣旨を踏まえた上で、道民の皆さんの知る権利について適切な運用が図られることが必要という御答弁でしたけれども、では実際にですね、この条例が適切に運用されてきたのかということですが、条例第 11 条は、先ほども御答弁ありましたけども、生命・健康の保護のため公益上必要がある場合には、いわゆる個人情報保護であっても開示するもの、という義務規定です。過去の北海道における適用実績や、実際に北海道として生命や健康の保護を理由に、積極的に道民の皆さんのために情報を開示した事例があればお示しください。</p> <p>そして、鳥取県では原則公開を徹底し、不開示の場合は知事決裁を要するなど運用を工夫しています。さらには住民の健康安全に関わる情報は請求を待たず能動的に提供するという、そういう情報共有の姿勢を示しています。</p> <p>北海道として、知事の共生のメッセージを現場運用に活かし、道民の知る権利と将来世代への責任を果たす観点から、情報公開制度の運用を見直す考えはないのか、見解を伺います。</p>	<p>(行政情報センター所長)</p> <p>公益性の判断などについてであります。公文書の開示請求があった場合、条例や事務決裁規程に基づき、担当課において、開示・不開示の判断を行った上、行政情報センターへの協議を行うこととなっており、センターでは、開示決定等の内容が条例や通達、過去の審査会の答申などに適合しているかを確認し、必要に応じ、助言や修正等を行っているところであります。</p> <p>また、公文書の開示等に当たっては、個別の案件ごとに応じて、個人情報や法人情報などの不開示情報の該当性や公益上の必要性についても検討・判断することが重要と考えており、今後とも、制度の趣旨や条例の規定を踏まえ、適切な運用が図られることが必要と考えております。</p> <p>(総務部次長兼行政局長)</p> <p>情報公開条例第 11 条の適用実績などについてでございますが、過去 5 年間の情報公開条例第 11 条を適用した実績はないところでございますが、公文書を開示するかどうかの決定を行うに当たりましては、第 11 条も含め、開示決定等の内容が条例や通達、過去の審査会の答申などに適合しているかを行政情報センターとの協議の上、慎重に検討し、開示等の決定をしているところでございます。</p> <p>また、地域との共生に関する知事からのメッセージには、法令違反への厳正な対処が明記されており、違反行為があった場合の対応については、個別事案ごとに各関連法令の規定に基づき行われるものであります。今後とも、情報の公表に当たりましては、条例に基づく請求を含め、関係法令や情報公開制度の趣旨等に沿って、適正な運用に努め、開かれた道政を推進するよう努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再質問】 開かれた道政を推進する、という美しい言葉で最後答弁していただきましたけれども、実際にこの 11 条、道民の皆さんのために、その皆さんの命、身体、健康又は生活の保護のために実際にその事例はないということなんです。例外的な公益開示っていうのを想定した条文であるにも関わらず、道民の皆さんの命を守るために使った実績がない場合、この規定は運用上、十分機能していない可能性があります。理由の分析と、今後どのように運用で活かしていく考えか、見解を伺います。</p> <p>【再々質問】 認識がずれまくっていると思うのですが、職員向けの研修を実施するなど、職員一人一人の理解を深め、適切な情報公開請求への対応が図られるよう取り組んでいくことが重要と考えているということで、もちろん職員の研修や意識改革も必要ですが、これ職員一人一人の意識を深めるという個々個別の問題ではなく、情報公開制度というのは、住民自治を支える地方自治の基礎となる、いわばガバナンスの問題です。道民の命、健康に関わる公益開示の事例が一件もないという、この道の情報公開制度の実態を、鳥取県など先進県などの比較を含めて、地方自治の観点から、総務部長はどのように認識をして、今後どのように対応すべきと考えるのか、見解を伺います。</p> <p>この情報公開条例も、最初は、北海道は他県に先駆けて先進的に作ったものだと思承知をしていますが、時代の変化に全く対応できていないです。他県での公益開示の事例などもきちんと把握した上で、さらに鳥取県は、総務大臣もされました、片山さんが鳥取県知事時代に作った仕組みが更にずっと進化を続けている、変革を続けているということです。そうした事例も踏まえてですね、ぜひ総務部長としても努力をいただきたいというふうに思います。</p> <p>最後に、繰り返しになりますが、知事総括の取扱いということでお願いをして、質問を終わりたいと思います。</p> <p>本当に繰り返しになりますが、職員個々に委ねる、職員個々の判断、個別の判断に委ねる問題ではなく、道民の知る権利、特に、環境情報に対する道としての、本当にこの政治姿勢、ガバナンスの問題だと思います。同時に、知事が掲げる「地域との共生」を実効あるものにするために、その基盤となる住民の皆さんとの信頼関係をどう築いていくかという、情報公開制度のあり方にも関わる問題です。</p> <p>条例第 11 条は、生命・健康の保護のため公益上必要がある場合に開示するものという義務規定です。これが制定以来一度も適用されていない、このことはですね、この条例自体が運用によって、条例はしっかり、条文はあるのに、全く使われていないということは、運用で機能していない可能性を示しているのではないのでしょうか。知事が掲げる地域との共生の理念に照らし、情報公開制度の運用を再検証すべきです。知事の認識を伺いたいで総括質疑への取扱いをお願いいたしまして、質問を終わります。</p>	<p>（総務部次長兼行政局長） 条例第 11 条の適用についてでございますが、個別の案件におけます、公文書の開示等に当たりましては、条例第 11 条の適用について、慎重に検討したケースもございますが、結果として、適用実績はなかったところでございます。</p> <p>いずれにいたしましても、公文書の開示等に当たりましては、個別の案件ごとに応じて、個人情報などの不開示情報の該当性はもとより、人の生命などの公益上の必要性についても、検討・判断することが重要と考えており、今後とも、条例第 11 条の規定の趣旨を踏まえ、開示決定等の判断が適切に行われるよう、職員向けの研修を実施するなど、職員一人一人の理解を深め、適切な情報公開請求への対応が図られるよう取り組んでいくことが重要と考えております。</p> <p>（総務部長兼北方領土対策本部長） 情報公開制度の認識についてでございますが、他都府県におけます、公益上の必要性による開示の事例については把握しておりませんが、公文書の開示等に当たりましては、個別の事案ごとに応じて、個人情報などの不開示情報の該当性はもとより、人の生命などの公益上の必要性についても、検討・判断することが必要でありまして、今後とも、情報公開条例第 11 条の公益上の必要性による開示の規定の趣旨を踏まえ、開示決定等の判断が適切に行われるよう努めてまいります。</p>